解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

滋賀県大津市末広町一〇番三号
特定非営利活動法人滋賀県映画センター
清算人　林　浩一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

京都市上京区寺之内通堀川東入ル百々町五七番地
財団法人茶道文化振興財団
清算人　関根　秀爾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

奈良県吉野郡吉野町大字喜佐谷三六二番地
財団法人喜佐谷自治会
清算人　山口　力

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

奈良県吉野郡黒滝村大字寺坂一番地
財団法人黒滝森物語村
代表清算人　辻村源四郎

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年三月二十九日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

広島県三原市久井町和草六一五番地一
久井町久井東土地改良区
清算人代表　橋本　富三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

高知市赤石町五一番地　財団法人旭愛育会
代表清算人　窪田　顕臣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月二日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里一五五番地一
社団法人神埼地区交通安全協会
代表清算人　石井　輝男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

宮崎市大字瓜生野字垂門三七一一番地
特定非営利活動法人宮崎環境資源ネットワーク
清算人　小川　次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

埼玉県坂戸市関間三丁目一番六―三号
特定非営利活動法人Experience Aid
清算人　田中　博史

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為で定めた存立期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

千葉県船橋市湊町二丁目一〇番二五号
財団法人船橋市緑の基金
代表清算人　中村　章

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目二番一四号
特定非営利活動法人自分の会
清算人　富永　優子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

名古屋市中村区黄金通一丁目二〇番地七
財団法人水道サービス
清算人　林　肇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

三重県伊賀市鍛冶屋四七三番地
特定非営利活動法人ＮＰＯふるやま
清算人　小林　茂久

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

大阪府松原市南新町三丁目一〇番一五号
財団法人ＫＡＷＡＣＨＩカルチャーセンター
清算人　望月　育郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月二日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号
財団法人明石市水道サービス公社
清算人　大西　和彦